津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-21

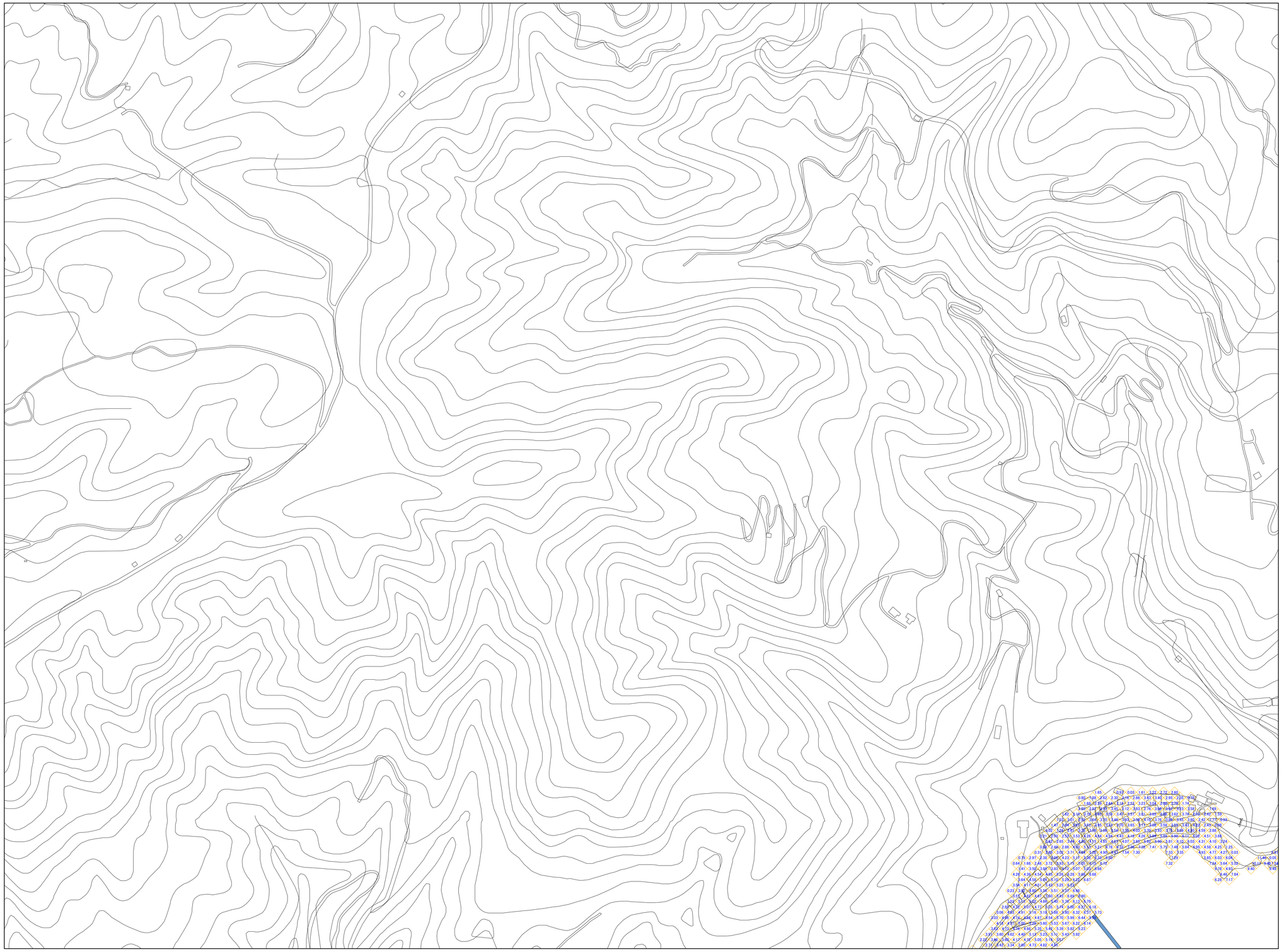

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

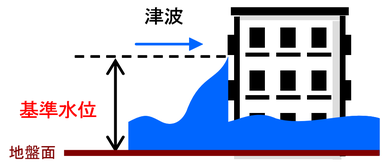

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	21

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-22

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

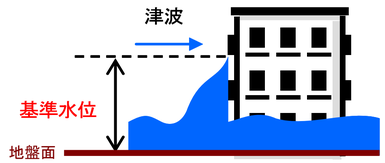

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

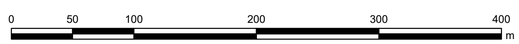

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	22

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-23

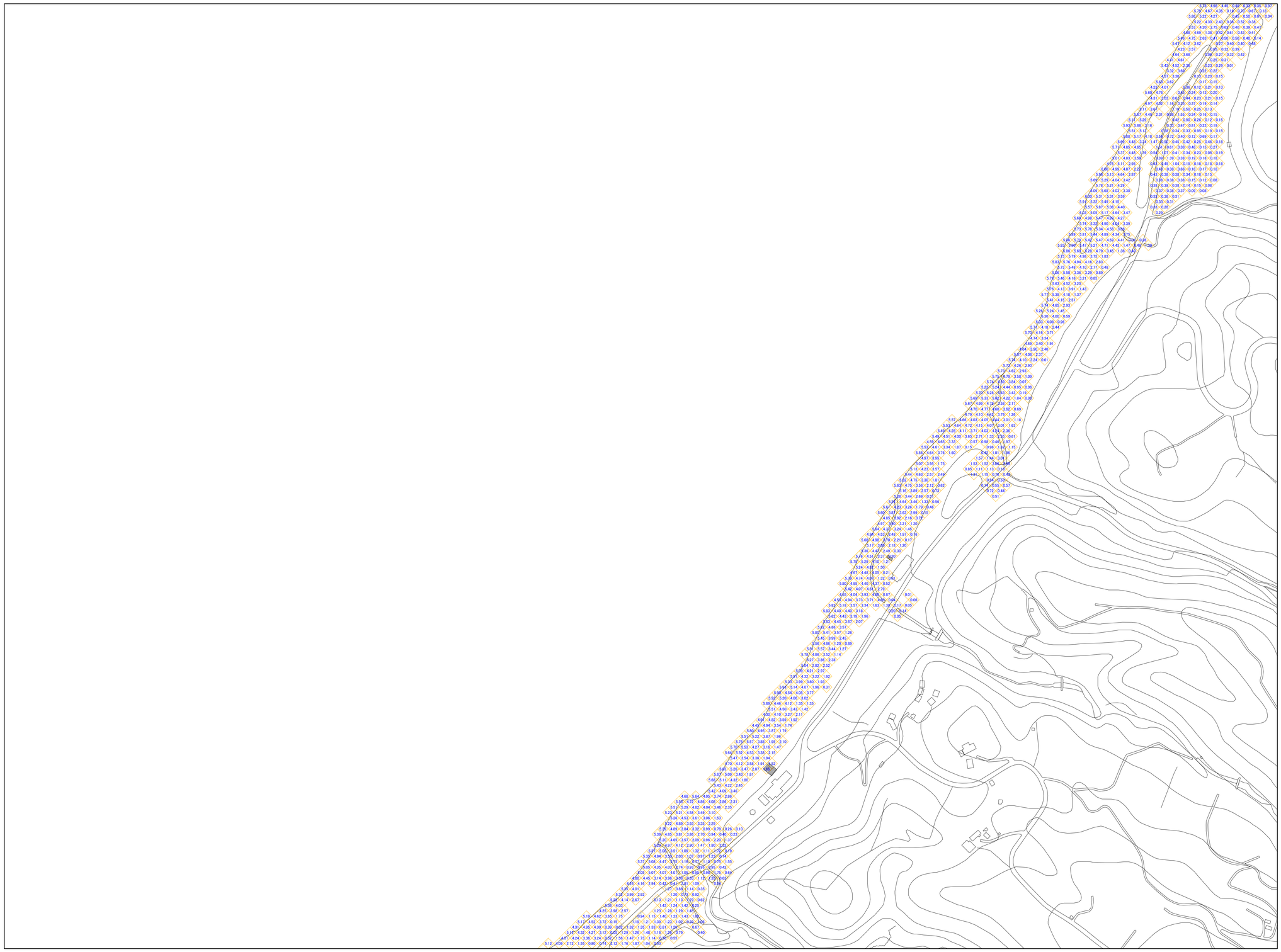

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

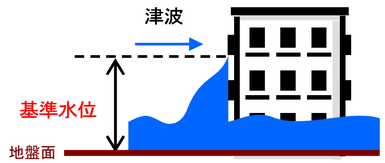

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	23

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-24

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

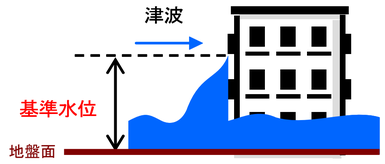

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	24

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-25

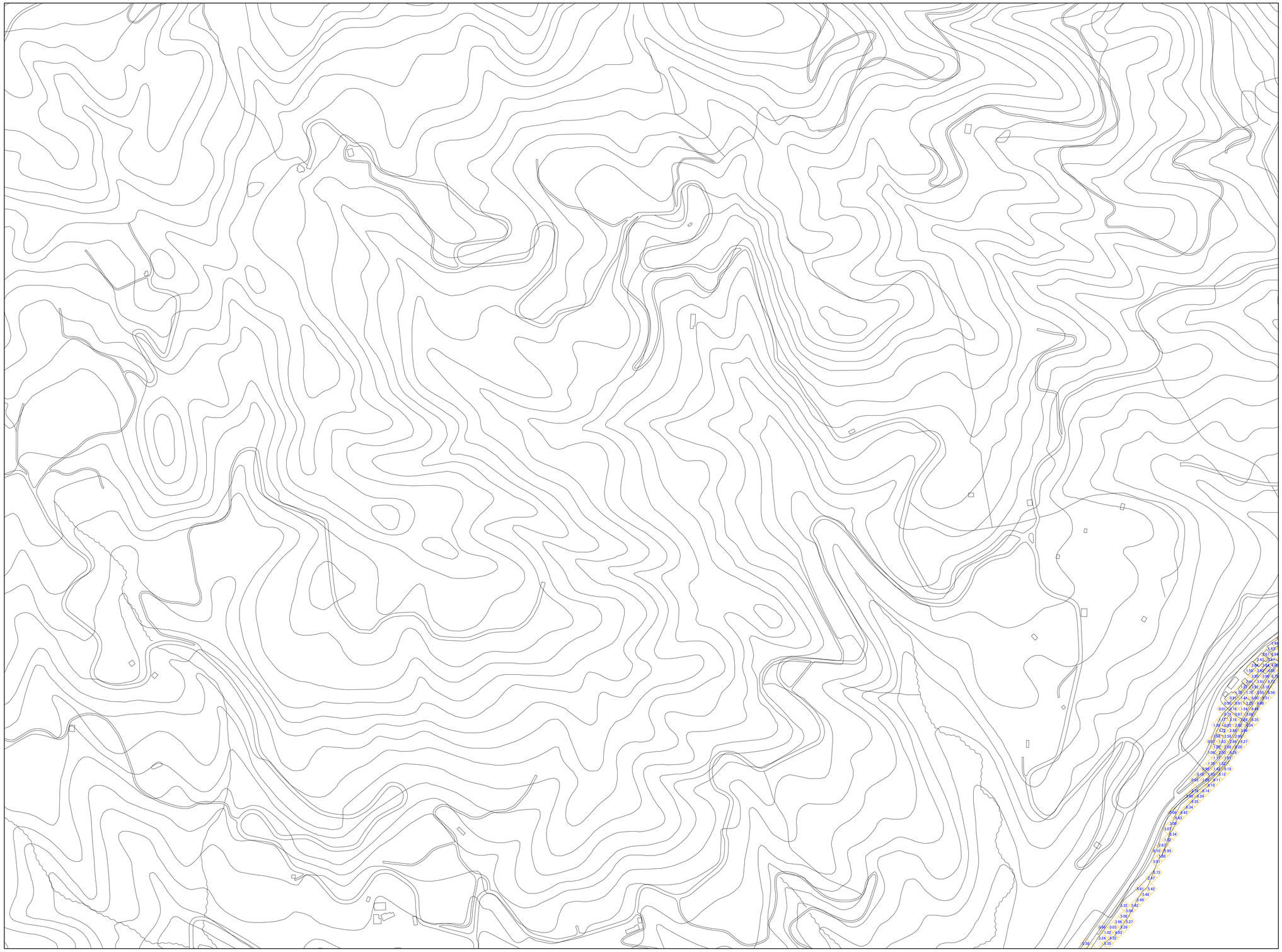

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

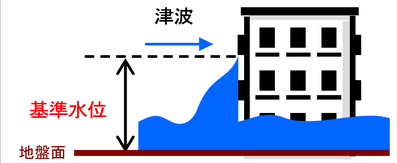

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

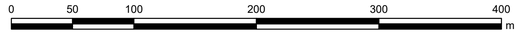

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	25

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-26

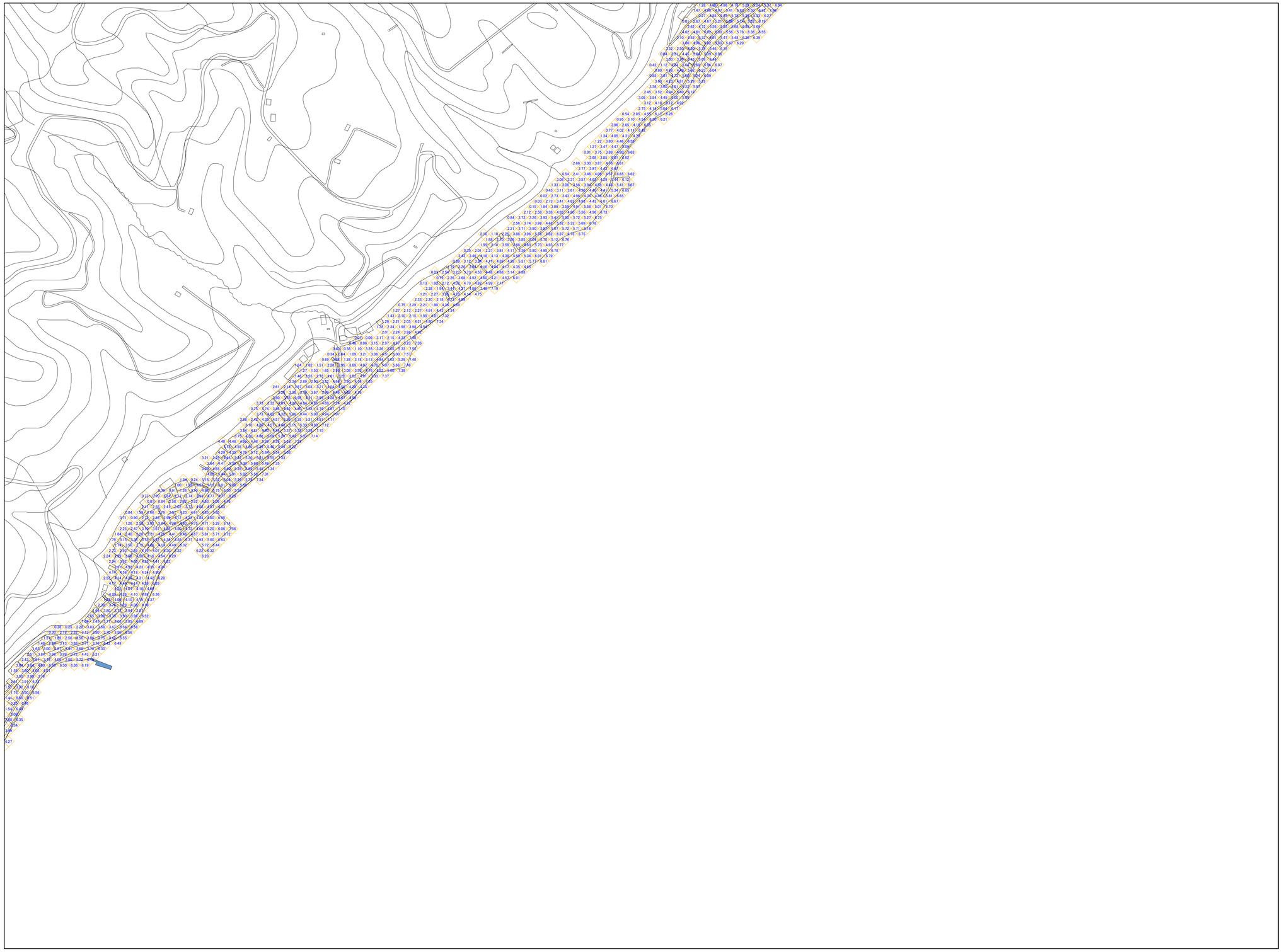

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

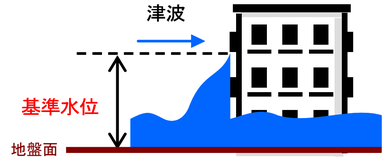

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	26

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-27

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

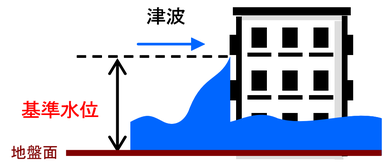

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	27

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-28

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

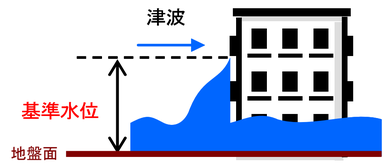

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

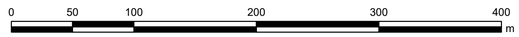

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	28

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-29

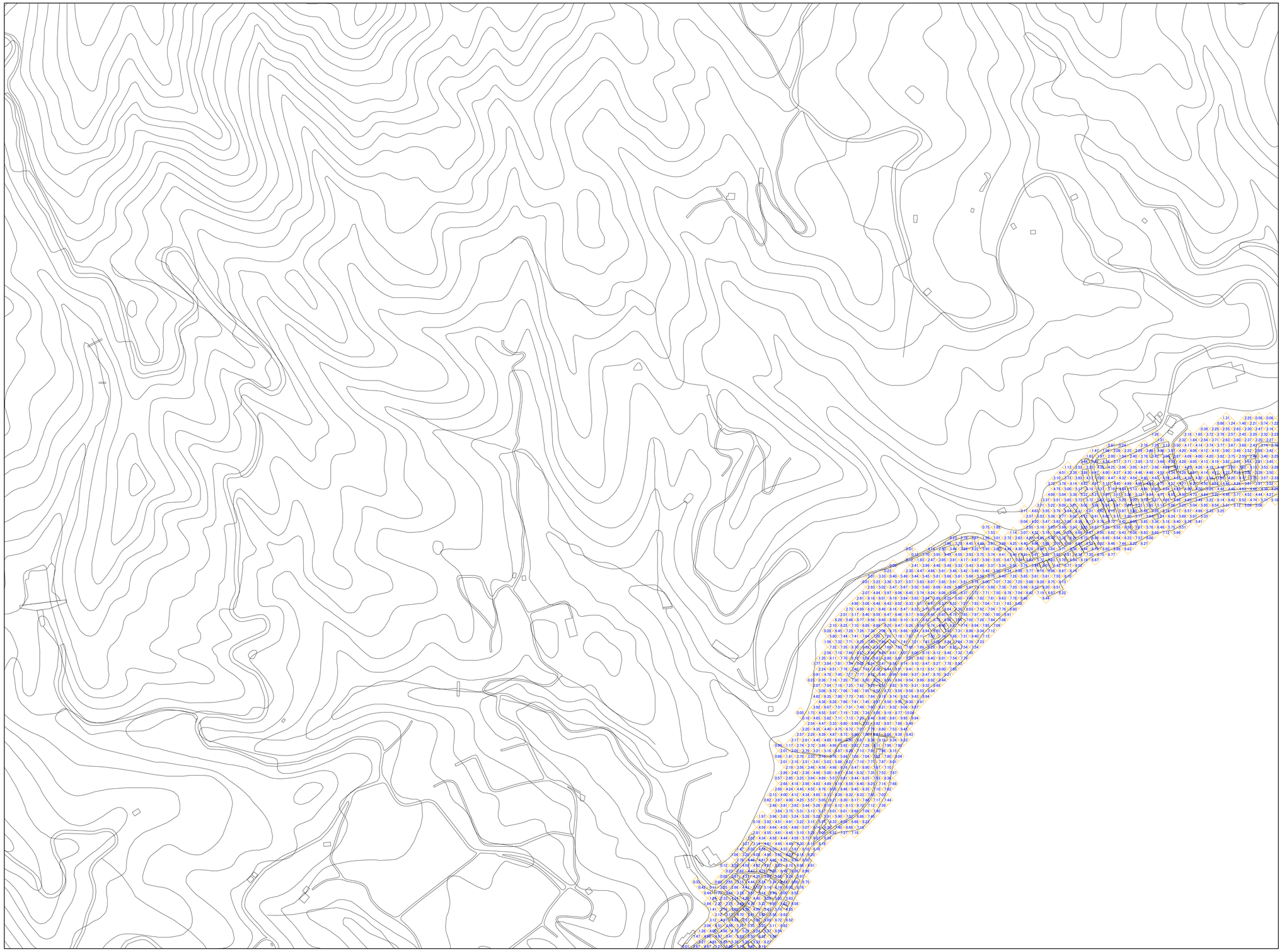

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

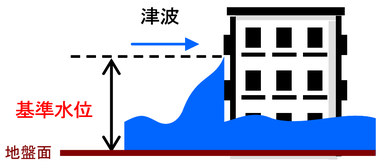

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

N	津波災害警戒区域 （基準水位）	水位 （単位：メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	29

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-30

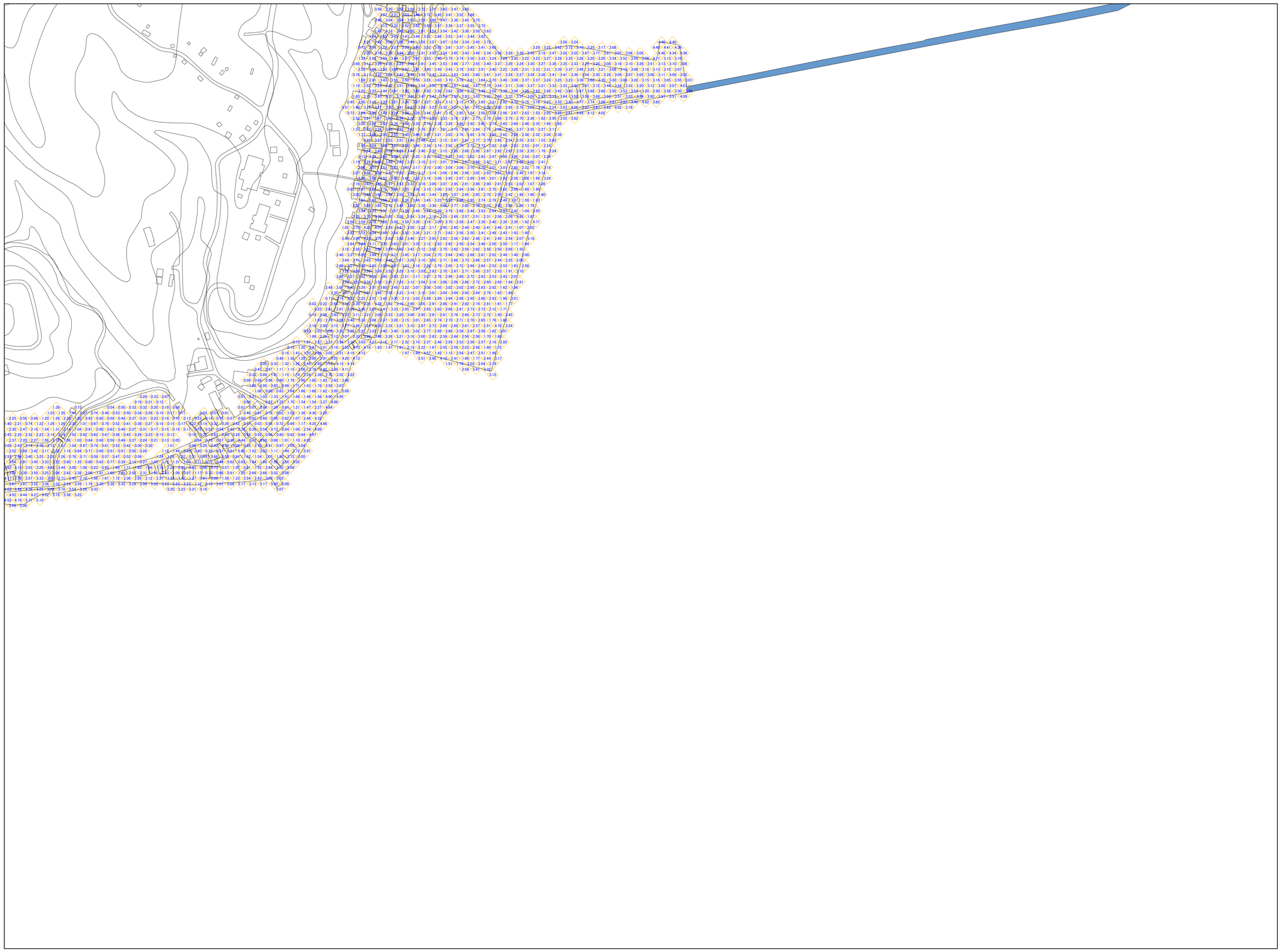

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

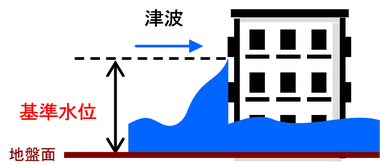

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	30

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-31

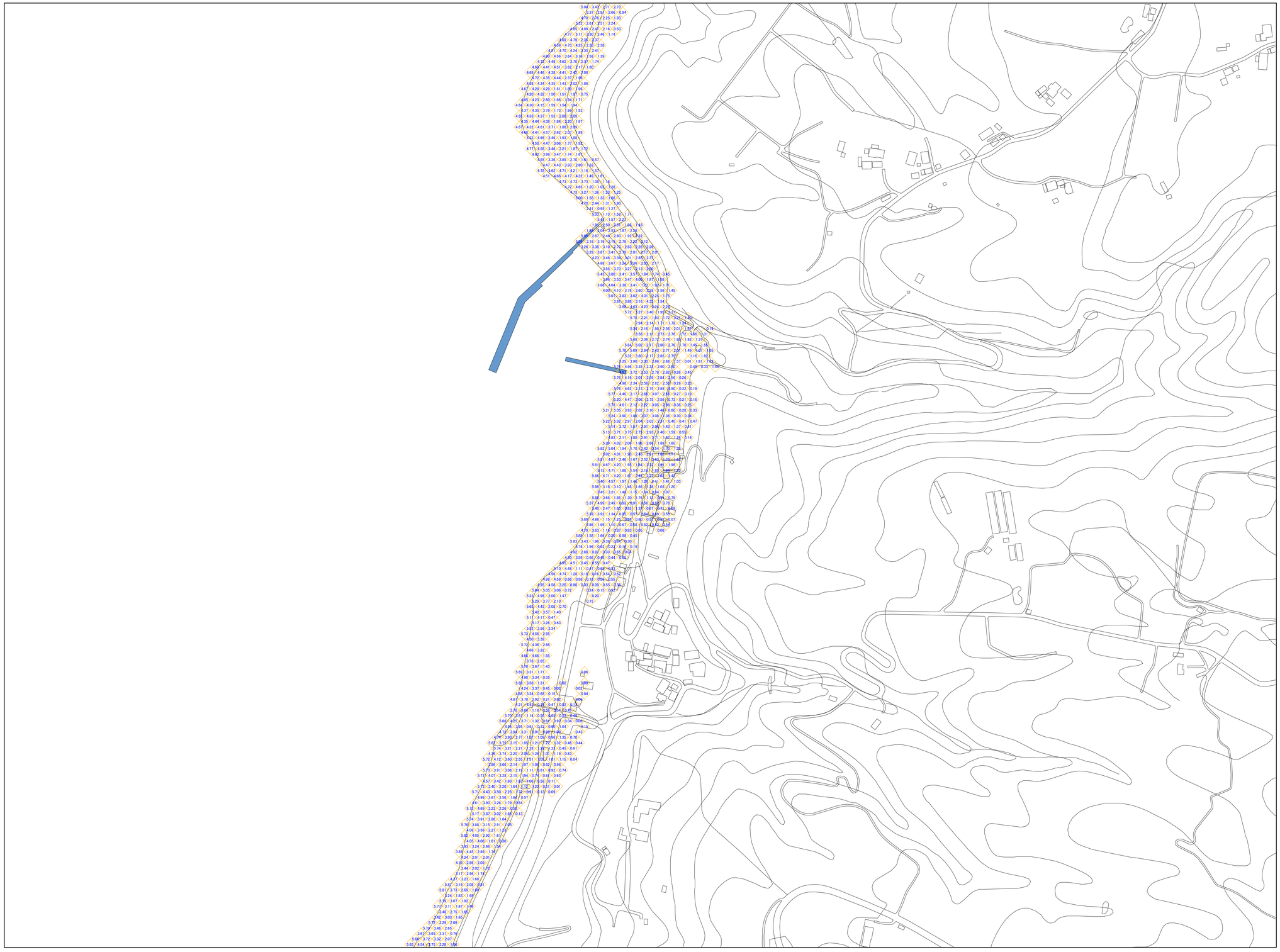

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

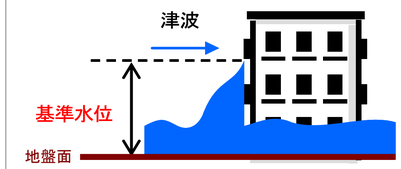

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	31

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-32

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

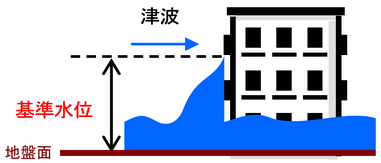

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位：メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	32

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-33

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

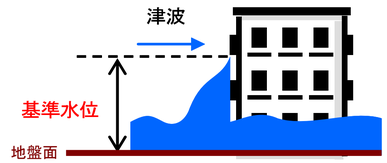

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	33

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-34

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

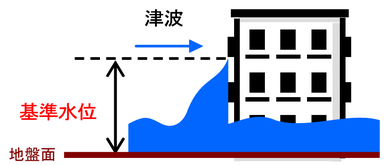

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	34

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-35

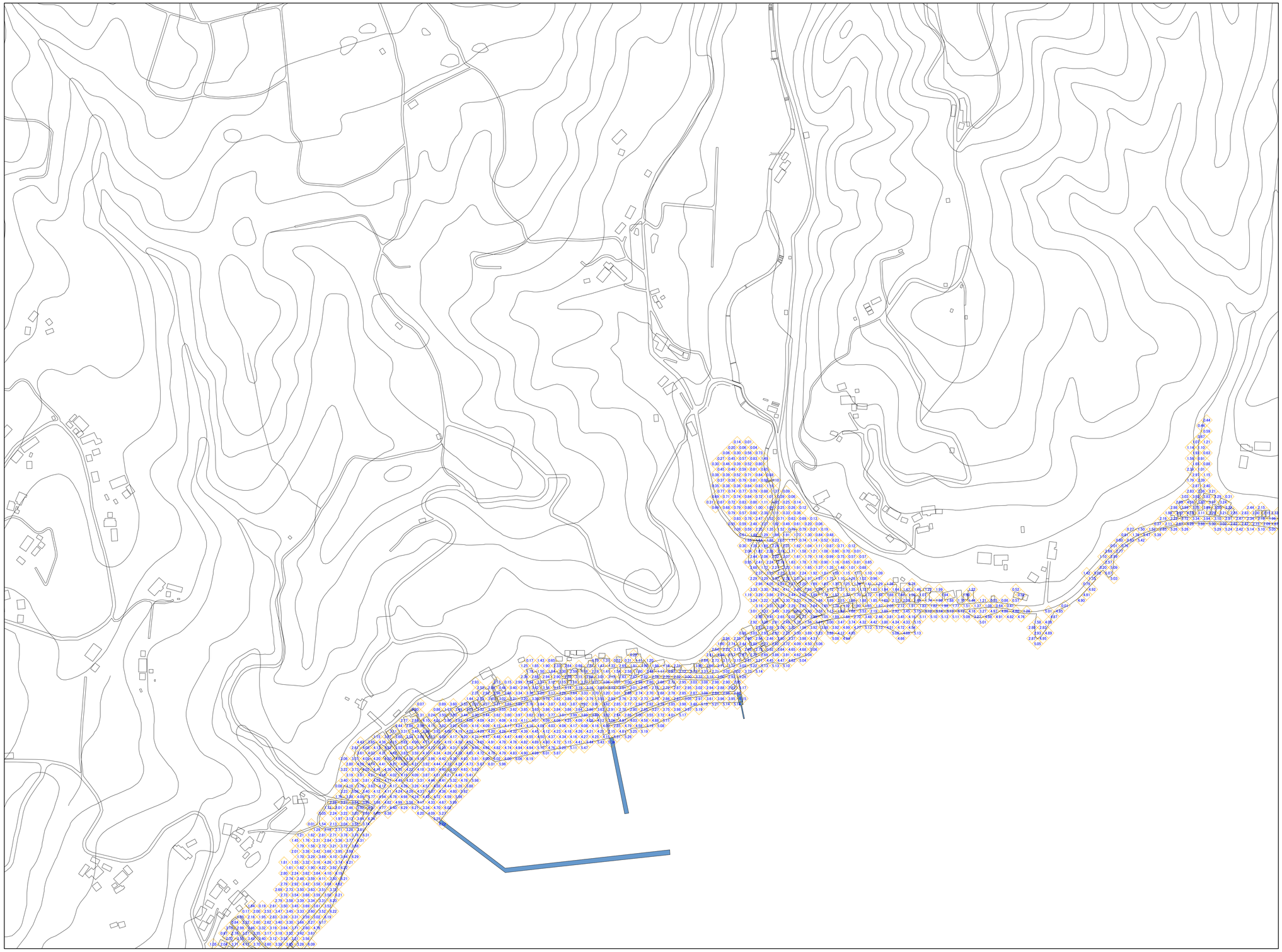

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

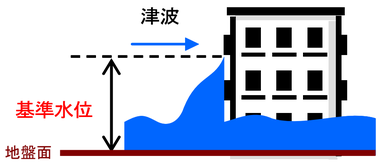

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400　m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位：メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	35

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-36

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

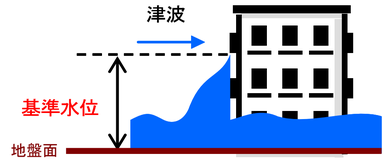

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	36

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-37

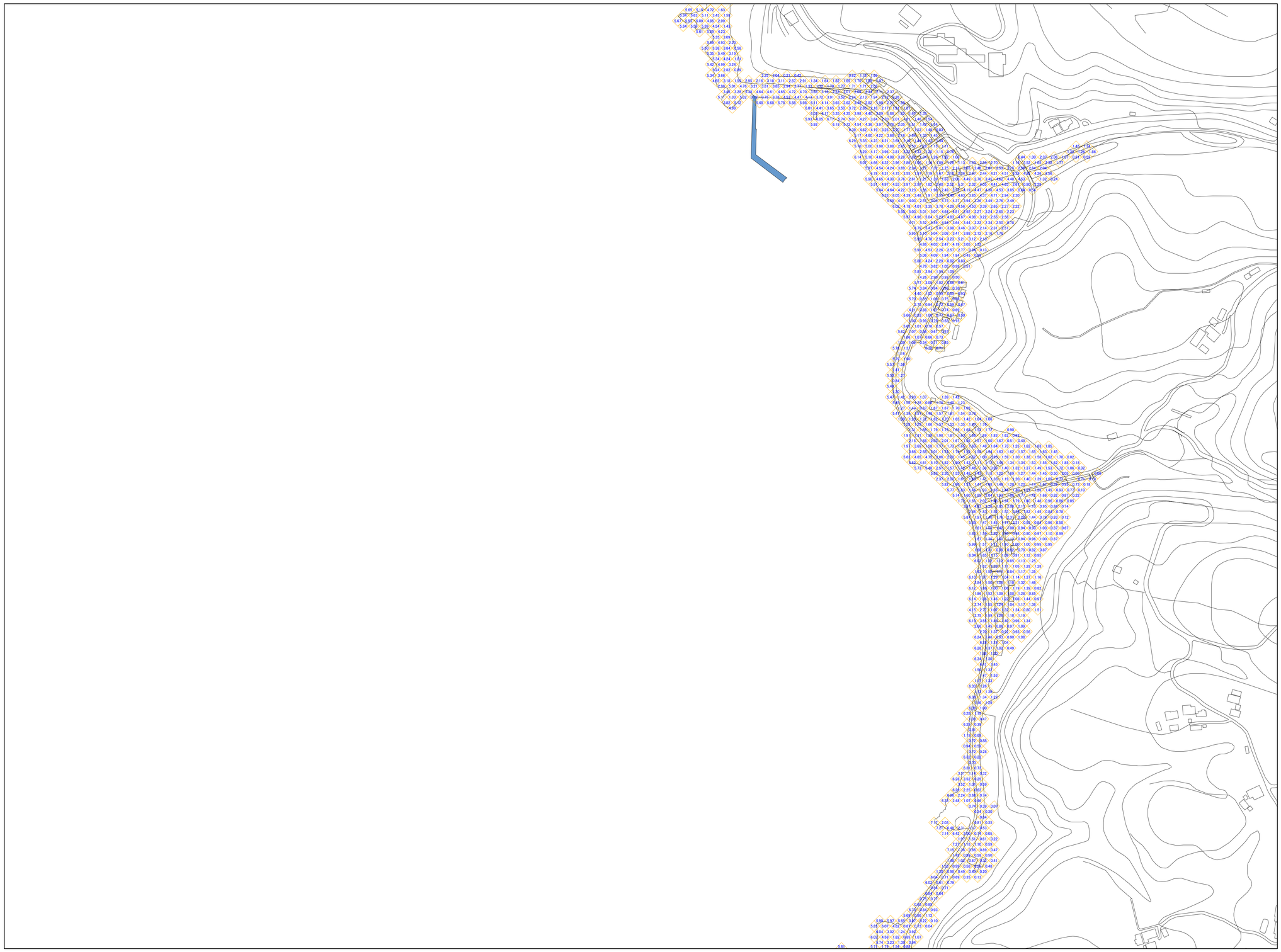

0　50　100　200　300　400 m

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

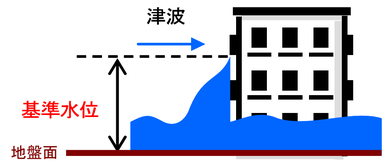

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	37

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-38

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

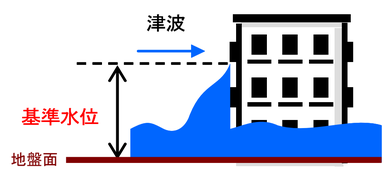

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

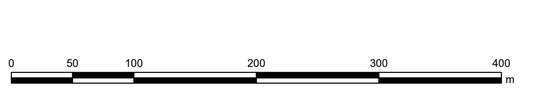

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	38

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-39

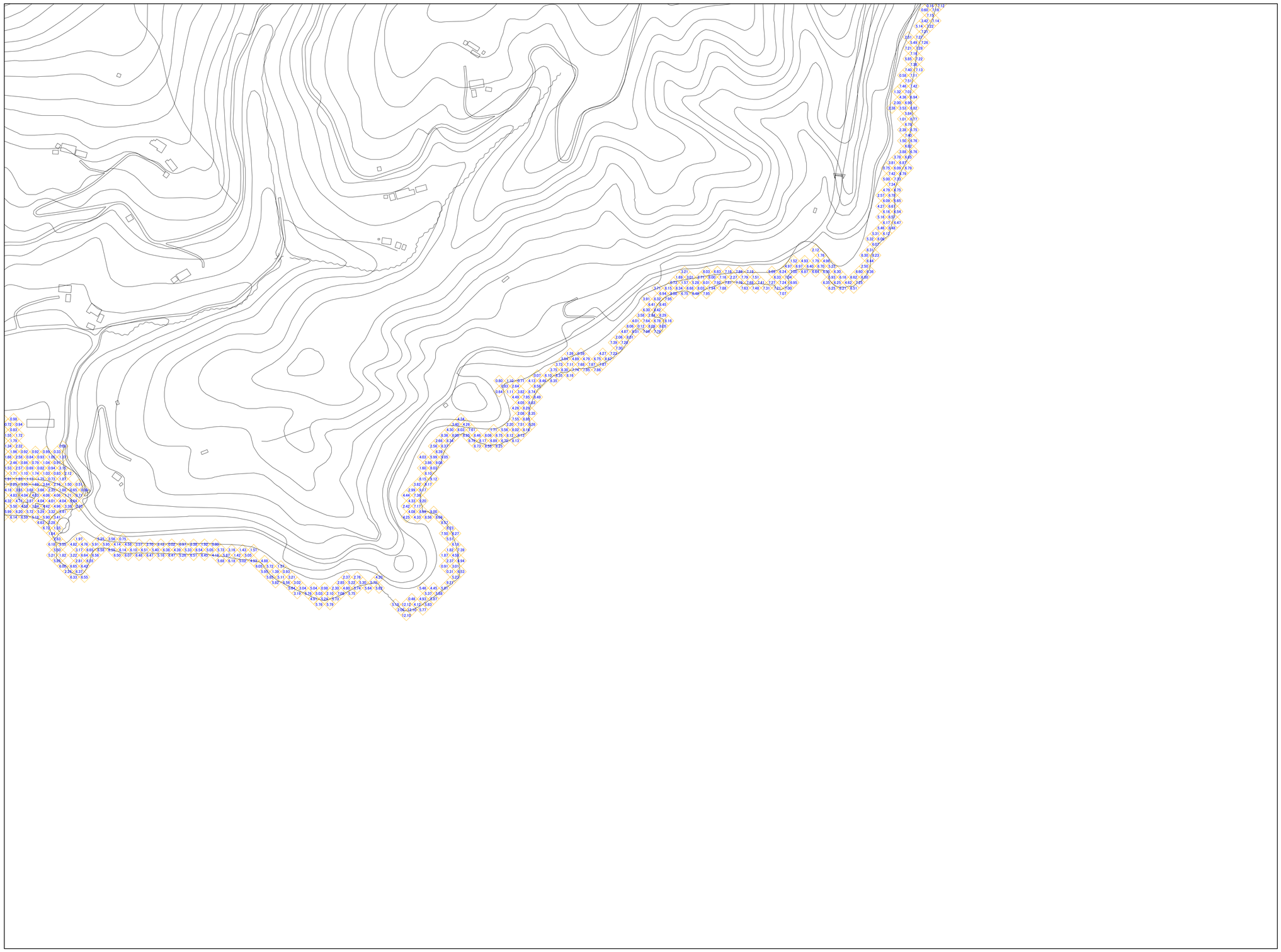

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

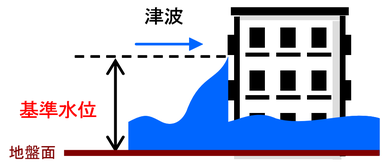

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位:メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	39

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(津波災害警戒区域　区域図)　佐渡市-40

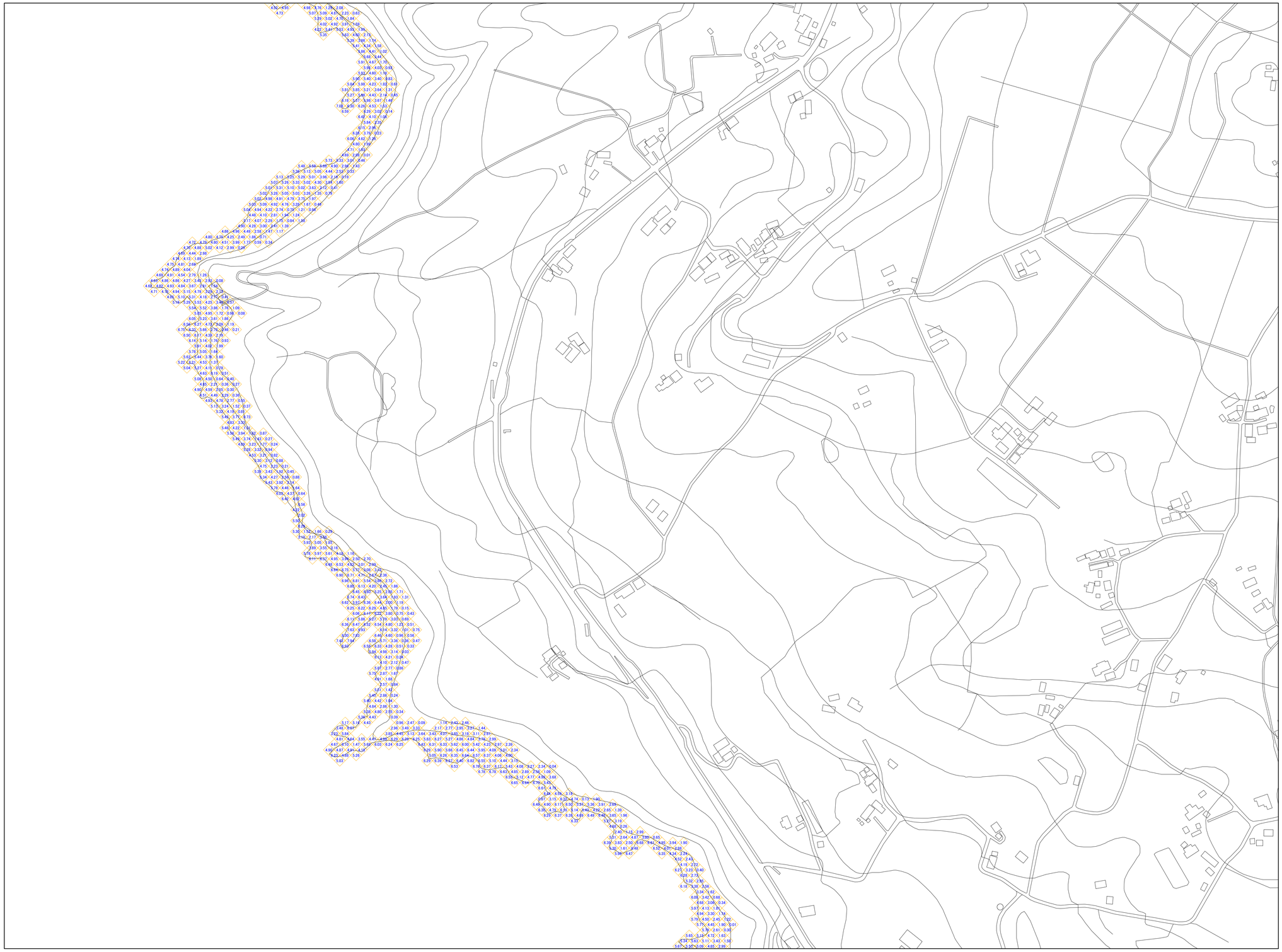

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】
〇「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下、「法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
〇「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
〇「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
〇「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）

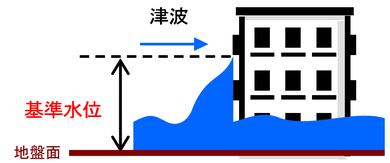

【地形（標高）データ】
〇基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成20年から平成26年に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。
【背景地図】
〇「背景地図」は最新のものを使用していますが、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

0　50　100　200　300　400 m

N	津波災害警戒区域（基準水位）	水位（単位メートル）
縮尺 1:2,500	市町村名	佐渡市
	図面番号	40

Copyright@NTT空間情報　All Rights Reserved